

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件

(令和三年六月三十日経済産業省告示第三百三十四号)

最終改正 令和四年三月三十一日経済産業省告示第七十一号

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)の施行に伴い、及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第十五条の六第一項の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件を次のように定める。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号。以下「法」という。)
第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等は、次に掲げる設備の区分等(法第二条の二第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。以下同じ。)とする。

一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。)
第三条第三号、第三号の二、第三号の三、第四号又は第四号の二

で定める設備の区分等（その設備が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）附則第二条に規定する特例太陽光発電設備である場合を除く。）

二 施行規則第五条第二項第五号に規定する複数太陽光発電設備設置事業（同条第一項第九号の二に規定する第一種複数太陽光発電設備設置事業及び同条第二項第六号に規定する第二種複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る設備の区分等

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日経済産業省告示第七十一号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。